

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 9 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条市長公室の款中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同款第25号中「市民憲章推進協議会及び基本計画審議会」を「及び市民憲章推進協議会」に改め、同号を同款第24号とし、同款第26号を同款第25号とする。

第9条国際交流・共生推進室の款第6号中「多文化施策審議会及び国際化推進プラン点検委員会」を「国際交流・多文化共生審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)